



あんま・マッサージ



鍼(はり)



灸(きゅう)

療養費の支給については、被保険者が保険医療機関等以外の医療機関等で診察、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合であって、「保険者がやむを得ない」と認めたときに支給することができる。
(健康保険法 第87条)

はり・きゅう・あんま・マッサージの支給基準

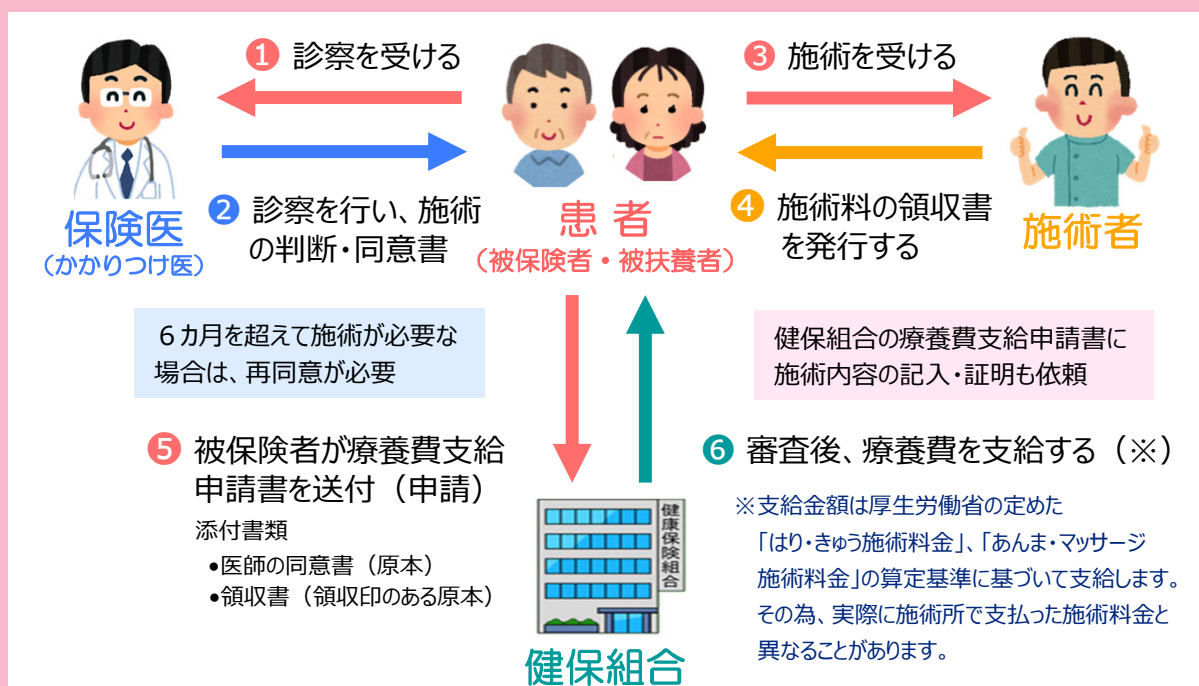
はり・きゅう … 慢性病(慢性的な疼痛を主症とする疾病)で、^{*}保険医による「適当な治療手段のない」場合のみ。同意を求める医師は、当該疾病において現に診察を受けている主治の医師とすること。

**あんま
マッサージ** … 「医療上必要で行われた」と医師が認めた場合のみ。




*「適当な治療手段のない」とは？

はり・きゅうの施術を受ける前に医療機関を受診し、治療を受けていたにもかかわらず、症状が改善されない場合を指します。その上で、**医師が「はり・きゅうなら効果が期待できる」と判断し、同意書を交付した場合、支給対象となります。**

あはき施術を受ける手順



健康保険が使える範囲

	認められるもの	認められないもの
はり・きゅう	<p>主に下記6疾病であり、慢性病で保険医による適切な治療手段がない場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●神経痛 ●リウマチ ●腰痛症 ●頸腕症候群 ●五十肩 ●頸椎捻挫後遺症 	<ul style="list-style-type: none"> ●急性の痛み ●痛みの緩和・予防など ●同一疾病の治療を病院等で受診したり、柔道整復・あんま・マッサージの施術を受けている場合 ※投薬（貼付薬）含む ●医師による痛みの治療を受けたことがない ●入院中
あんま・マッサージ	<p>医療上、マッサージを必要とする症状に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ●筋麻痺 ●筋委縮 ●関節拘縮など 	<ul style="list-style-type: none"> ●疲労回復や慰安目的のマッサージ ●同意の疾病に関わらず、医療機関で医療上のマッサージを行っている場合 

疲労回復・慰安・予防を目的とする施術は **対象外** となります

保険適用となる施術に必要な保険医の同意・再同意のポイント

- ① 医療機関の保険医（主治医）の診察が必要です。
 - ② 同意書（文書）の提出が必要です。
 - ③ 同意書に基づく療養費の支給が可能な期間は6ヵ月です。
あんま、マッサージ・指圧の変形徒手矯正については、1ヵ月です。
 - ④ 施術期間が6ヵ月をすぎた場合、再同意書（文書）の提出が必要です。
※保険医の再同意にあたり施術者は「施術報告書」を作成し、保険医へ施術の内容や患者の状態などを伝える必要があります。
- 保険医の同意のある期間に受けた施術であっても、保険組合が厚生労働省の通知に基づく審査により「保険適用と認められない」と判断した場合は、**施術料の全額について自費**となります。

《 パナソニック健康保険組合からのお願い 》

厚生労働省の審議会等で「健康保険の対象とならない疾患の治療」や「治療院からの依頼で医師に同意書を交付してもらい治療する」等の不適切な請求が指摘され、健康保険組合として審査の強化が求められています。

弊健保組合でも不適切な請求を防ぐため、加入者の皆様に治療内容等を照会する場合があります。

加入者の皆様の貴重な保険料を適正に使用するために、適切な受診にご理解とご協力をお願いいたします。

